

広島県自然環境保全条例施行規則（昭和48年広島県規則第62号）新旧対照表

改正後	現行
<p>様式第1号(第36条関係) (平2規則5・全改) (表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: right;">所 属 職 名 氏 名 昭和 年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">この証明書を携帯するものは、広島県自然環境保全条例第19条に規定する中止命令を行う自然保護取締員である。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日交付</p> <p style="text-align: right;">広島県知事 氏 印</p> </div>	<p>様式第1号(第36条関係) (平2規則5・全改) (表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: right;">所 属 職 名 氏 名 昭和 年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">この証明書を携帯するものは、広島県自然環境保全条例第19条に規定する中止命令を行う自然保護取締員である。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日交付</p> <p style="text-align: right;">広島県知事 氏 印</p> </div>
<p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">この証明書を携帯する者は、広島県自然環境保全条例第十九条に規定する中止命令等を行う自然保護取締員である。</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">写 真</p> <p style="text-align: center;">生 氏 職 所 年 年 月 日 名 名 属</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日交付</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: left;">広島県知事</p> <p style="text-align: left;">印</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">広島県立自然環境保全条例抜粋</p> <p style="text-align: center;">(中止命令等)</p> <p>第19条 知事は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第16条第4項若しくは第17条第3項の規定に違反し、若しくは第16条第5項(第17条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に附せられたた条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定による処分違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>2 知事は、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締員を命じ、前項に規定する権限の一部を行わせることができる。</p> <p>3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> </div> <p>広島県自然環境保全条例(抄) (中止命令等) 第19条 知事は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第16条第4項若しくは第17条第3項の規定に違反し、若しくは第16条第5項若しくは第17条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に附せられたた条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定による処分違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>2 知事は、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締員を命じ、前項に規定する権限の一部を行わせることができる。</p> <p>3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p>	

広島県自然環境保全条例施行規則（昭和48年広島県規則第62号）新旧対照表

改正後	現行
<p>様式第2号(第36条関係) (平2規則5・全改) (表)</p>	<p>様式第2号(第36条関係) (平2規則5・全改) (表面)</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%;"> <p>平成 年 月 日 交付</p> <p>身 分 証 明 書</p> <p>広島県知事</p> <p>印</p> </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>写 真</p> </div> <p>生氏職所 年年月日 名名属</p> </div> <div style="width: 40%; border-left: 1px dashed black; padding-left: 10px;"> <p>第 号</p> <p>この証明書を携帯する者は、広島県自然環境保全条例 第二十條（第二十七條において準用する場合を含む。） に規定する検査等を行う職員である。</p> </div> </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>第 号</p> <p>身 分 証 明 書</p> <p>所 属 職 名 氏 名 昭和 年 月 日生</p> <p>この証明書を携帯するものは、広島県自然環境保全条例第20条(第27条において準用する場合を含む。)に規定する検査等を行う職員である。</p> <p>平成 年 月 日 交付</p> <p>広島県知事 氏 印</p> </div>
<p>(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">広島県自然環境保全条例(抄) (報告及び検査等)</p> <p>第二十條 知事は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第十六條第四項若しくは第十七條第三項第六号の許可を受けた者若しくは第十八條第一項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、県自然環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第十六條第四項各号、第十七條第三項各号の許可を受けた者若しくは第十八條第二項、第二十五條第三項、第二十七條第三項本文若しくは第十八條第一項各号、第二十五條第一項、第二十七條第一項、第二十七條第二項、第二十七條第三項、第二十七條第四項、第二十七條第五項、第二十七條第六項、第二十七條第七項又は第十八條第一項、第二十五條第一項と、「これら」とあるのは、「同項」と読み替えるものとする。」</p> <p>第四十七條 次の各号の二に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。</p> <p>(三) 第二十條第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> </div> <p>備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列6とする。</p>	<p>(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">広島県立自然環境保全条例抜粋</p> <p>(報告及び検査等)</p> <p>第20条 知事は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第16条第4項若しくは第17条第3項第6号の許可を受けた者若しくは第18条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、県自然環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第16条第4項各号、第17条第3項本文若しくは第18条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。</p> <p>2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第27条 第20条の規定は緑地環境保全地域の区域内における行為に関する報告及び検査等について、第21条第2項の規定は当該区域内において国の機関又は地方公共団体が行う行為について、それぞれ準用する。この場合において、第20条第1項中「第16条第4項若しくは第17条第3項第6号の許可を受けた者若しくは第18条第2項」とあるのは「第25条第3項」と、「第16条第4項各号、第17条第3項本文若しくは第18条第1項各号」とあるのは「第25条第1項各号」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第27条において準用する第20条第1項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第27条において準用する第20条第1項」と、第21条第2項中「第16条第7項又は第18条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。」</p> <p>第47条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。</p> <p>(3) 第20条第1項(第27条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した</p> </div> <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格B列8とする。</p>

広島県自然環境保全条例施行規則（昭和48年広島県規則第62号）新旧対照表

改正後	現行
<p>様式第3号(第36条関係) (平2規則5・全改) (表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p>平成 年 月 日 交付</p> <p>身分 証明 書</p> <p>広島県知事</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>写 真</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>第 号</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>氏 職 所 生 年 月 日 名 名 属</p> </div> <div style="margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>この証明書を携帯する者は、広島県自然環境保全条例第三十九条に規定する実地調査のための立入り、標識の設置等を行う職員である。</p> </div> </div> <p style="text-align: right;">印</p>	<p>様式第3号(第36条関係) (平2規則5・全改) (表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p>身分証明書</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>第 号</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>所 属 職 名 氏 名 昭和 年 月 日生</p> </div> <div style="margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>この証明書を携帯するものは、広島県自然環境保全条例第39条に規定する実地調査のための立入り、標識の設置等を行う職員である。</p> </div> <div style="margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>平成 年 月 日交付</p> </div> <div style="margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>広島県知事 氏</p> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: inline-block; margin-left: 10px;"></div> <p>印</p> </div> </div>
<p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">広島県自然環境保全条例（抄） (実地調査)</p> <p>第二十九条 知事は、県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域(以下「保全地域」という。)の指定若しくはその区域の拡張、保全計画(県自然環境保全地域に関する保全計画及び緑地環境保全地域に関する保全計画をいう。以下同じ。)(の決定若しくは変更又は保全事業)の執行に關し、実地調査のため必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。</p> <p>2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。)(及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。</p> <p>4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>第四十七条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。</p> <p>(四) 第三十九条第五項の規定に違反して、向条第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者</p> </div> <p>備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列6とする。</p>	<p style="text-align: center;">(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">広島県立自然環境保全条例抜粋</p> <p>(実地調査)</p> <p>第39条 知事は、県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域(以下「保全地域」という。)の指定若しくはその区域の拡張、保全計画(県自然環境保全地域に関する保全計画及び緑地環境保全地域に関する保全計画をいう。以下同じ。)(の決定若しくは変更又は保全事業)の執行に關し、実地調査のため必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。</p> <p>2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。)(及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。</p> <p>4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>第47条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。</p> <p>(4) 第39条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者</p> </div> <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格B列8とする。</p>